

第140回 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和5年(2023年)6月23日(金) 午後2時00分から午後2時57分まで
開催場所	八王子市役所 事務棟3階 包括外部監査執務室及びウェブ会議
出席者氏名 (審議会)	橋本 基弘会長、宮内 宏副会長、大内 篤子委員、坂本 佳子委員、 臺丸谷 昇委員、竹澤 勉委員、福島 良樹委員、堀 麦枝委員、 村上 康二郎委員、山本 法史委員
出席者氏名 (事務局)	市川厚夫公文書管理課課長、越智博明同課主査、内村美月同課主任、 島林和哉同課主任
出席者氏名 (説明者)	【諮問第195号】小澤寛デジタル推進室デジタル推進担当主幹 (on-line)、高山公男同室情報管理担当主幹、小澤寛純同室課長 補佐兼主査(on-line)、藤原頼晶同室主査(on-line) 飯山元基財政部税制課長、高嶋秀樹同部債権管理担当課長、大平輝 政同部住民税課課長補佐兼主査
欠席者氏名	石井 修一委員、加藤 隆之委員、鳶田 良樹委員、文 景令委員
議 題	(1) 審議事項 地方税の賦課徴収に関する事務(滞納整理事務を除く)の特定 個人情報保護評価書(全項目評価書)の第三者点検について 【諮問第195号】 (2) 報告事項 ア 令和3年改正個人情報保護法に係る広報資料について イ 個人情報ファイル簿の作成及び公表について ウ 漏えい報告について エ 八王子市親子つどいの広場ゆめきっずの防犯カメラ設置につい て (3) その他 次回の日程ほか
公開・非公開 の別	公開。 ただし、(1) 審議事項、(2) 報告事項エ は非公開。

傍聴者の数	なし
配布資料	1 第140回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会参加者名簿兼次第 2 審議事項の資料 3 報告事項の資料

【橋本会長】 委員の皆様には、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。第140回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催したいと思います。本日は、加藤委員及び鳶田委員から欠席の御連絡をいただいております。

【越智主査】 現在9名の方、御参加いただいております。

【橋本会長】 9名。定足数を1人超しているという状況でございます。定足数を満たしており、時間もありますので、進めさせていただきたいと思っております。

それぞれの委員の出席場所、これはあらかじめお送りしております出席予定者名簿に記載しておりますので、御覧いただければと思います。

審議会は、原則公開となっておりますが、本日の審議事項、それから報告事項工については、「附属機関及び懇談会等に関する指針」によりまして、非公開事項と定められております。これに関する行政運営に関する観点ということでございますので、非公開といたします。

これらの案件を除き、申請がありましたら、市役所本庁舎でのウェブ会議の画面を視聴する形式での傍聴を許可したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは次第に従いまして、審議事項に入りたいと思っております。

審議事項 「諮問第195号 地方税の賦課徴収に関する事務（滞納整理事務を除く）の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検について」は、八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針の第12-1-(2)により非公開

【橋本会長】 次に、報告事項が何点かございます。

まず、報告事項のアでございますが、「令和3年改正個人情報保護法に係る広報資料に

ついて」でございます。

それでは、事務局から御説明をお願いできますでしょうか。よろしく申し上げます。

【越智主査】 事務局の越智です。

それでは、報告事項の説明をさせていただきます。

P D F 資料 7 ページを御覧ください。

こちらは、今週の月曜日になるのですが、委員の皆様宛に発送をさせていただきました。2 種類のパンフレットを郵送で送らせていただきました。

全 3 6 ページの方、こちらが個人情報保護法の基本的な内容及び令和 3 年改正個人情報保護法のポイントを説明したパンフレットになります。

もう一つ、全 1 6 ページの方、こちらが主に開示請求手続等について図解を中心に説明したパンフレットです。

これらが国の個人情報保護委員会から送付がありましたので、皆様に送らせていただきました。今後の本審議会の基礎資料とさせていただきます。送付物を参照して御説明などする場合がありますので、保管いただければと思います。

主に、この全 3 6 ページの方のパンフレットを参照しますので、特にお断りを入れない場合はこちらのパンフレットを御覧ください。

なお、同じ内容の電子データも国の個人情報保護委員会がホームページで公表しております。

紙か電子か、御利用しやすい方で御覧いただければと思います。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。個人情報保護委員会が作成をした、この二つのリーフレットというかパンフレットですかね。これはかなり要領よく書かれているとは思いますが、これについて御意見とか御質問とかありますでしょうか。いかがでしょうか。そうすると、今後、この新しい個人情報保護法に関するような案件というか事柄が出たときには、これを手元におきながら参照して議論してくださいということですかね。そういう意味で言うと、大切に保管をしていただくと大変ありがたいということでもよろしく願いいたします。

それでは、この広報資料につきましては、以上とさせていただきます。

次に、報告事項のイでございますけれども、「個人情報ファイル簿の作成及び公表について」でございます。

事務局からよろしくお願いたします。

【越智主査】 事務局越智です。

それでは、報告事項イを説明させていただきます。

早速ですが、先ほどのパンフレット29ページを御覧いただきながら説明させていただきます。

法75条に基づき、個人情報ファイル簿の作成及び公表が4月から義務づけられています。

個人情報ファイル簿というのは、個人情報の存在及び概要を明らかにするために、一定の事項を記載した帳簿のことを指します。

この帳簿の対象外となる個人情報ファイルもありまして、それは右側の30ページ下のオレンジ色の囲みの部分です。ここに記載されているものは対象外という情報になります。

また、個人情報ファイル簿の作成イメージは、めくっていただきまして、31ページ、こちらに個人情報ファイル簿の作成イメージを表示しています。

本市の場合の公表ですが、ホームページに既に公表しておりまして、PDF資料9ページにホームページのトップページ画像を配置しております。

本市のホームページでは、この法上義務づけられている個人情報ファイル簿、その対象人数が1,000人以上についてのものを公表するということが義務づけられていますが、そのファイルを市のホームページで公表させていただいております。実際に公表しているファイル簿についてですが、大部にわたりますので、本日は資料本体ではなく、別添の形で資料送信させていただいております。

お送りしたようなそれぞれの事務の概要が、実際の本市のホームページからクリックするとどなたでも見られるような形になっています。

また、本市では、個人情報保護の後退につながらないように、法では義務化されていない対象外となる、1,000人に満たない個人情報ファイル簿についても作成し、本審議会に報告することとしています。この1,000人に満たない個人情報ファイル簿についても資料の中で掲載をさせていただいております。この1,000人に満たない部分については、本市のホームページでは公表はしておりません。本審議会に報告という形とさせていただいております。

また、随時、全庁分のファイル簿の点検と公表を続けておりますので、今後の審議会でも、個人情報ファイル簿の公表については随時報告をさせていただく予定としています。

事務局からは以上となります。

【橋本会長】 ありがとうございます。個人情報ファイル簿の作成、公表ということですが、これについてはよろしいでしょうか。何か御質問とか、よろしいでしょうか。フォーマットとしては実施機関の名称、個人情報ファイルに利用される事務をつかさどる組織、それから個人情報ファイル簿の名称、何人記載されているか、このような形でファイル簿を作って閲覧に供するという仕組みのようでございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

またこの趣旨等につきましては、パンフレット29ページ以降を御覧いただきながら、それぞれの御理解の促進を図っていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして、報告事項のウ、「漏えい報告について」に移ってまいりたいと思います。

それでは、この報告についても事務局の方からお願いをいたします。

【越智主査】 それでは、事務局から説明させていただきます。

パンフレットの20ページを併せて御覧ください。

法第68条に基づき、漏えい等の事態が生じたときは、個人情報保護委員会に報告することと義務づけられています。

対象の事態は、パンフレット20ページの中段に列挙されています。

今回、本市でも、列挙項目の一つ目、要配慮個人情報の漏えいが発生してしまいました。

今、画面共有をさせていただいているイメージ図を御覧ください。

特定疾病の医療費支給対象者連絡のため、本市から健康保険組合に文書を送付した際に、2通を誤って封入して、それぞれ互いに違う別の保険組合に送付してしまいました。

そのうち、1通は開封前に回収することができましたが、1通は既に開封されてしまったため、1通分につき漏えいが発生してしまいました。

なお、漏えいの考え方については、本日資料中にはないのですが、個人情報保護委員会がホームページで公表している事務対応ガイドの87ページに記載がありまして、「保有個人情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいには該当しない。」とされています。

本件では、1通が開封され閲覧されてしまったため、漏えいに該当します。

本件の内容が、特定疾病ということで、要配慮個人情報に該当するため、報告対象事態

となりました。

なお、要配慮個人情報の定義については、同じくパンフレットの10ページの上段に記載があります。本件は、 の病歴に該当する内容となります。

本件の再発防止のための措置として、今、画面共有をしている図の下の方、2番とさせていただきますが、今後は、職員2名以上での対象者名、送付先の確認を行うということをして再発防止のための措置として行っていきます。

本件については、個人情報保護委員会に既に報告をしております。

今後同様の事態が生じることのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めてまいります。事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

これについては、個人情報保護委員会に報告は済んでいるという、こういった案件でございますが、いかがでしょうか、この件について、質問等ございましたら。

【〇〇委員】 すみません。

【橋本会長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【 委員】 と申します。よろしくお願いいたします。今、再発防止ということ御説明があったのですけれども、これまではダブルチェックはやっていなかったという理解でよろしいでしょうか。

【越智主査】 事務局からお答えします。これまでずっと1名で作業していたかは不明ですが、本件については、実施機関で1名で封入、発送をしてしまったという事態になります。

事務局からは以上です。

【 委員】 分かりました。

【橋本会長】 ありがとうございました。いかがでしょうか。

再発防止のための措置として複数名で対象者名、送付先の確認を行うという対応をするということでもありますね。

【 委員】 です。すみません。

【橋本会長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【 委員】 質問というか、意見なのですけれども、二人でダブルチェックをするというのはもちろん最低限大事かなとは思いますが、やはり人間というのは、ミスはするもので、二人で見えても間違えることもよくあるのかなというふうには思っています。

例えば、送り先に、穴開き封筒のような形で、連絡票に送り先を印刷して、外側の封筒と中の物を間違えないようにするというか、そういうような工夫を少し考えられてもいいのではないかなとは思っています。ヒューマンエラーというか、それを系統的に防ぐというか、そういう方法も今後考えられてもいいのではないかなと感じました。

【橋本会長】 ありがとうございます。御提案というような形で受け取らせていただきたいと思います。事務局では何かございますか。

【越智主査】 はい。事務局です。 委員、御意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、窓開きの封筒で通知を表示してということは、市が作成する文書では通常よく行っている形で、既に対応はしております。今回は、恐らく組合の指定の様式だったり、方法だったりということがあったようなので、そういった対応ができなかった事務だということのようです。ただ、そこも組合と調整の上で、こういったことが起こり得るため、そこに向けての改善ということは調整できると思いますので、いただいた方法などを参考にしながら対応していきたいと思います。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【 委員】 ありがとうございます。

【橋本会長】 審議会でこういう意見が出たということについては何がしかの形でお伝えいただくと大変ありがたいです。よろしく願いいたします。

報告事項 エ「八王子市親子つどいの広場ゆめきっずの防犯カメラ設置について」は、八王子市情報公開条例第8条第6項アにより非公開

【橋本会長】 引き続きまして、(4)その他でございますけれども、事務局からいかがでしょうか。

【越智主査】 事務局から事務連絡が2点ございます。

1点目が、次回の日程について、2点目が本日の資料ファイル削除についてです。

まず、1点目の次回の日程についてです。

審議会ですが、通常、半年ごとの開催ということで、定例的に行っております。次回は12月の予定です。現時点で候補日として会長調整の上、三つの日付を候補日とさせていただきます。12月18日の月曜日、20日の水曜日、21日の木曜日となります。

以上、3日程を現時点、候補としております。本日欠席の委員の方もいらっしゃいますので、日程調整は、また追って、させていただきます。

開催形式ですが、会場確保の都合上、今回と同様のウェブ会議形式を予定しております。

ただし、本庁舎の会場、広い会場が確保できた場合は、対面集合形式も可能になりますので、その際は改めて御連絡と調整とをさせていただきます予定です。

2点目が、本日配付資料の削除依頼になります。非公開情報を含みますので、配付資料、データの削除をお願いいたします。

事務局からは以上になります。

【橋本会長】 ありがとうございます。日程につきましては、また改めて調整のメールを差し上げる予定でございます。まだ、梅雨真ただ中なのに年末の話をするのは何となくリアリティがありませんけれども、開催の形式についても、ここまでウェブ形式に慣れてきたということがあるので、これを変更する必要があるかどうかといったことも含めて、また検討させていただきたいと思います。改めて、また委員の皆様の御意見とかをお伺いする機会があればというふうに思いますが、先ほど事務局のお話ですと、差し当たりはウェブ形式で実施する予定だという、こういうことで理解してよろしいでしょうか。

【越智主査】 はい。

【橋本会長】 ありがとうございます。それから、データの削除については、よろしくをお願いいたします。せっかくでございます、ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

【橋本会長】 いつも時間が結構かかって押してしまうところではございますけれども、今日は大変スムーズに終えさせていただくことができました。ありがとうございます。

それでは、これをもちまして第140回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会といたします。お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございました。